

「練馬区立石神井東小学校・学校いじめ防止基本方針」

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものであり、重大な人権侵害であり決して許されない。また、いじめは、いつでも、どこからでも、どの児童にでも起こり得るものであり、どの児童も被害者、加害者になり得るという危険性があるという認識のもと、日常的にいじめの未然防止に取り組む。

そこで、練馬区教育委員会いじめ問題対策方針に基づき、「石神井東小学校・学校いじめ防止基本方針」を策定し、その取組を通して、いじめがない、すべての児童が安心して楽しく学べる学校づくりをより一層推し進めていく。

1 本校におけるいじめ防止の基本姿勢

- 学校、学級内での児童一人一人が認められ、お互いを大切にしよう温かな人間関係を築く。
- いじめ撲滅の取組を通して、学校、学級内に「いじめを許さない」雰囲気を作り、いじめを未然に防止する。
- 児童、教職員の人権尊重の意識を高める。
- 児童の思いやりの心や命の大切さをはぐくむ道徳教育や学級指導を充実する。
- 児童一人一人の変化に気付く感覚を磨き、児童・保護者の話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- いじめを早期に発見し、組織的対応を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- いじめ問題について、保護者・地域・関係機関との連携を深める。

2 校内体制

- (1) いじめ未然防止の取組、いじめ早期発見・早期対応にあたる組織
 - ・校長、副校長、生活指導部員（養護教諭、特別支援コーディネーターを含む）からなる「いじめ防止委員会」を設置する。
- (2) 重大事態への対応にあたる組織
 - ・校長、副校長、教務主任、生活指導部員（養護教諭、特別支援コーディネーターを含む）、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員、当該学年の担任、主任児童委員からなる「学校サポートチーム」を設置する。
 - ・重大事案発生時には、管理職の指示により、学校サポートチームを招集し、必要とする関係諸機関との連携を図り、事態の把握と対策の検討を行う。

3 いじめ問題への対策

- (1) いじめの防止
 - ① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成
 - ア. 道徳教育の充実
 - ・全教育活動を通して「人権尊重」「生命尊重」「思いやり」の精神を育み、「いじめをしない・させない・許さない」という土壌を築く。なお、指導の内容や方法については、児童の発達段階や実態に応じて題材や資料等を十分に検討して取り組む。
 - イ. 情報モラル教育の充実
 - ・児童の発達段階に応じて、インターネットや携帯電話等の利便性、情報通信機器との適切かつ有意義なかかわり方、善悪の判断やルール、マナーを守ろうとする態度等養

うため、情報モラル教育の充実を図る。なお、中学年においては、セーフティ教室で外部講師を招き授業を行う。

ウ. 豊かな心とコミュニケーション能力の育成

- ・学校の教育活動全体を通じて豊かな心とコミュニケーション能力の育成を図っていく。朝の読書や俳句作りなどを通じて、感じる心を育てていく。また、様々な場面で交流活動を充実させ、発達段階に応じた聴く力や表現力を身に付けていけるようにする。

エ. 異学年交流の推進

- ・たてわり班活動・交流給食・集団登校・学校行事などでは、異学年交流を推進させ、人を思いやる心と助け合い・協力し合う態度の育成を図る。

オ. 児童が安心して過ごせる環境作りの推進

- ・授業や行事、学級での係活動や委員会活動、クラブ活動の中で、児童が主体的に活動し、自己有用感や自己肯定感がもてるように活動内容を工夫していく。
- ・「なんでも相談箱」の設置や、ふれあい月間での児童相談日の設定などにより、児童がいつでも気軽に相談できる環境を整えていく。また、全教職員、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員の情報交換を密にし、問題に対応できる体制を整えておく。

② 児童の主体的な活動の推進「あいさつ」の充実と推進

「あいさつ」は、人間関係を形成する基本であるとの認識から、「あいさつ」の充実や推進に向けて、代表委員会や6年児童が中心となって以下の活動に取り組む。

ア. 月に1回、代表委員会による「あいさつ運動」

イ. 全校朝会時、6年児童が行う輪番でのあいさつ

ウ. 代表委員会による「いじめをなくそう10の約束」の作成と見直し

③ 教職員の指導力の向上

ア. 教職員一人一人が様々なスキルや指導方法を身に付けるため、各方針を活用したり、専門家を活用した研修を行ったりするなど、児童に対する指導の充実を図る。

イ. 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化につながる可能性があることに注意し、体罰についても研修を行う。

ウ. インターネットの特殊性による危険や児童が陥りやすい心理を踏まえた事例を通して、人権侵害・著作権・肖像権に関することも含み、情報セキュリティに関する基礎的・基本的な知識・技能を身に付ける研修を行う。

(3) いじめの早期発見・早期対応

① 定期的ないじめの実態把握

ア. 定期的にアンケートを実施し、未然防止・早期発見に努める。

イ. 教職員は、授業・休み時間・放課後等から児童の様子を観察し、他の教職員と連携しながら未然防止・早期発見に努める。

② 教育相談の充実

ア. 教職員は、普段から児童に相談しやすい環境づくりに努める。

イ. 児童が相談しやすいようにするため、年度当初にスクールカウンセラー・心のふれあい相談員の存在について周知し、必要に応じてかわりがもてるように場を設定する。

ウ. 児童が躊躇することなくスクールカウンセラーに相談できる環境をつくるため、5年生について年度当初にスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。

エ. 児童が困っていることや悩んでいることをいつでも相談できるようにするため、職員室前に「なんでも相談箱」を常時設置する。

③ 保護者・地域との連携強化および啓発の促進

ア. いじめ問題の重要性について認識を広めるため、保護者会や学校・学年便り、ホームページ等を通じて積極的に情報発信・情報共有に努める。

イ. 情報モラル研修を積極的に周知し、保護者・地域に対し情報提供および啓発を促進す

る。

(4) いじめへの対処

① いじめられる側の児童生徒への支援

- ア. 本人や周辺から聞き取りをし、事実確認を行う。
- イ. 最後まで守り抜くこと・秘密を守ることなどを約束し、安心して生活が送れることを伝える。
- ウ. 自尊感情をもたせるよう言葉掛けを行う。
- エ. 休み時間や登下校時など教師による見回り等を行い、被害が拡大しないように体制を整える。
- オ. いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。

② いじめる側の児童生徒への実効性のある指導

- ア. 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実確認をし、いじめをやめさせる。
- イ. いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
- ウ. いじめをした児童が、孤立感・疎外感をもたないよう配慮をする。

③ いじめの周囲の児童生徒の心理を把握した指導

- ア. 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度を、学級・学年・学校全体に示す。
- イ. 傍観することはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させるように指導をする。
- ウ. いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるように指導をする。
- エ. いじめをしている児童にも、心のケアが必要であることを伝え、いじめをしている児童に対しても支援が必要であることを伝える。

④ 学校組織全体でのいじめへの対処

- ア. いじめを認知した場合は、認知した教職員が一人で抱え込まず、担任、学年、学校全体で対応する。
- イ. いじめを認知した場合は、いじめ対策委員会に報告し情報の共通理解を図る。
- ウ. いじめを認知したら、事実調査を行い学校としての対策を速やかに決定し、実施する。
ただし、いじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、双方への聞き取りや説明、また、話し合いを十分に行い、共通理解を図る。

⑤ 重大事態への対処

- ア. 重大事態の発生時には、区教育委員会に速やかに報告し一体となって対応する。必要だと判断した場合は、警察・児童相談所等関係機関に通報する。
- イ. いじめを認知した場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめられた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対して助言を行う。また、確認された情報については適宜提供する。
- ウ. 学校の説明責任を果たすという観点や誤った情報が広がり動揺を与えないようにするという観点から、個人情報に十分配慮した上で、必要に応じていじめ対策緊急保護者会を開催し説明する。

⑥ インターネット上のいじめへの対応

- ア. 児童に対して、学校の決まりの遵守、情報モラルについての指導を行う。
- イ. 児童のパソコン・携帯電話等の利用を第一義的に管理するのは家庭である。家庭におけるルール作りや必要性について保護者会等で伝える。
- ウ. パソコン・携帯電話等を見ているときの表情の変化や行動など小さな変化に気付いた場合、学校に報告してもらう。

エ.「ネット上のいじめ」を発見した場合、書き込みや画像の削除等迅速な対応を図るとともに人権侵害や犯罪、法律違反など事案によって警察等の専門機関と連携して対応する。

⑦ 校種間および関係機関との一層の連携

- ア. 小中連携・幼保小連携の視点を踏まえ、必要に応じて異校種間でいじめに関する情報交換・連携を行う。
- イ. 異校種間で情報交換・連携を行う場合、卒業生や卒業時の学年集団等に関するいじめに関する情報を提供し、意見交換を行う。
- ウ. 必要に応じていじめに関して、教育相談室や適応指導教室、学童クラブや児童館、児童相談所、警察等と連携し、情報共有を行い、対応にあたる。

(5) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検

- ① 必要に応じて、本校のいじめ防止基本方針、設置した組織等を実態に即して点検・見直しを行う。
- ② 区のふれあい月間に合わせ、いじめに関する調査から課題を洗い出し、組織的・計画的にいじめ問題に取り組めるようにする。
- ③ 教職員は、学校自己評価等を通じ、自己およびいじめ対応組織等について適切に評価し、改善に努める。
- ④ 児童および保護者等が学校評価等を活用し、学校いじめ防止基本方針、設置した組織等について定期的に評価する機会を設ける。

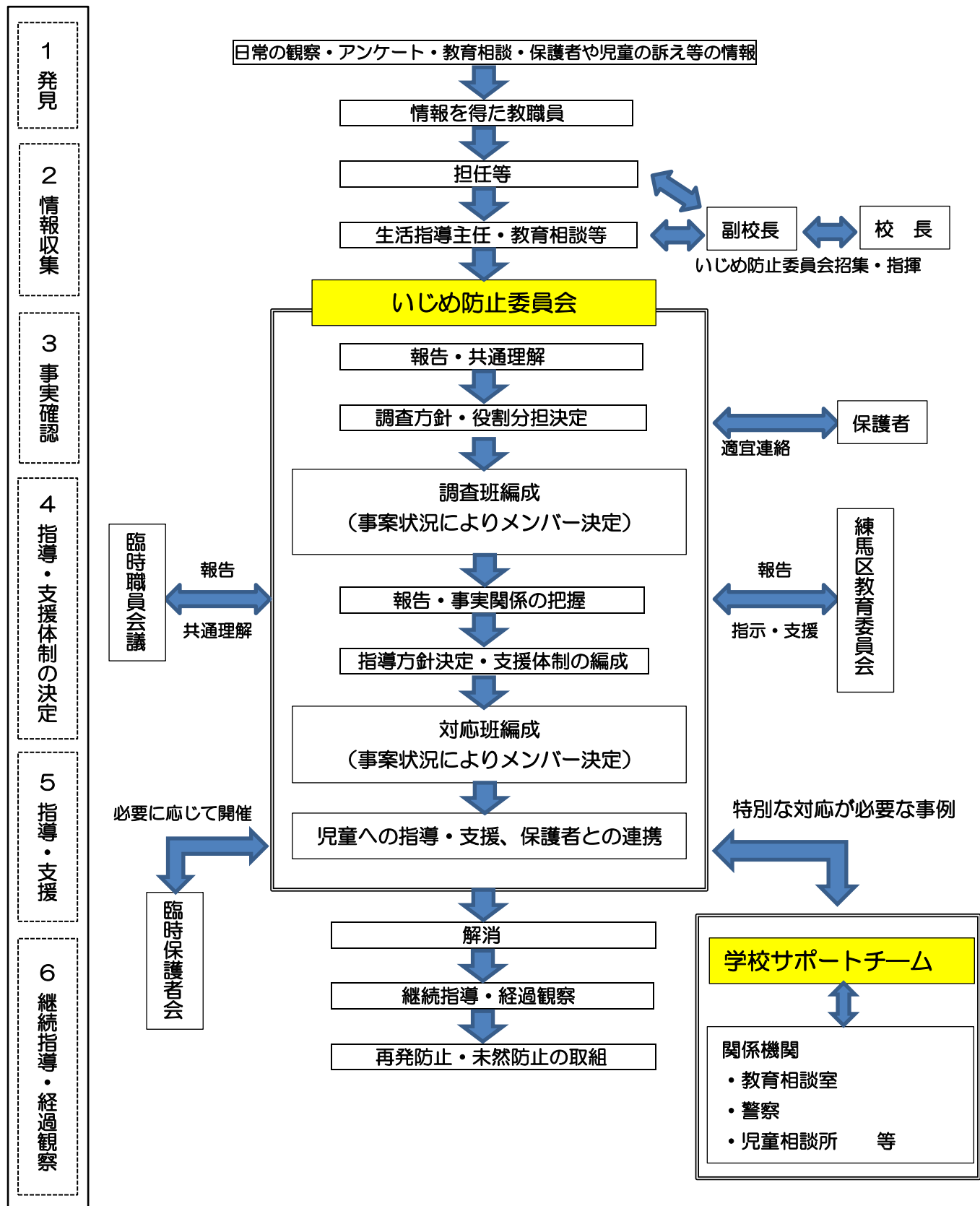
4 資料

- (1) 平成 26 年度いじめ未然防止取組の年間指導計画
- (2) いじめに対する対応の流れ

5 付則

付則（平成 26 年 4 月 28 日付け 練石東小発第 14 号）
この「学校いじめ防止基本方針」は平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

〈いじめに対する対応の流れ〉



※ 上記の流れは、基本的な対応を示しており、いじめの事実状況等に応じて柔軟に対応する。